

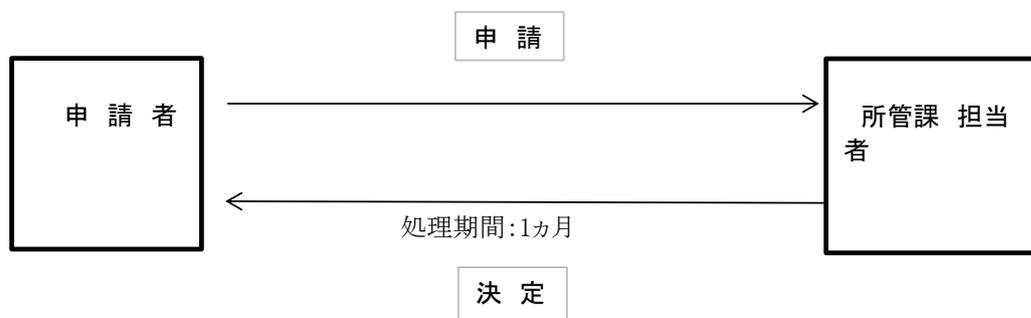
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 12

処 分 名	松山市北条ふるさと館の喫茶室の利用許可	
処 分 の 概 要	1年以内の期間に限り、喫茶室の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市北条ふるさと館条例(平成16年条例第52号)	
条 項	第9条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1ヵ月	
標 準 処 理 期 間	計	1ヵ月
判 断 基 準	施設の使用又は目的を妨げないこと。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>北条ふるさと館条例            第9条 市長は、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、喫茶室の使用を許可することができる。この場合において、市長が必要があると認めるときは、同一人に対し引き続き使用の許可をすることができる。</p> <p>●審査基準            地方自治法            第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。